

秋田県教職員研修体系 改訂の概要

平成23年3月 秋田県教育委員会

これまでの改訂

策定(昭和60年3月)→ 第一次改訂(平成4年3月)→ 第二次改訂(平成7年3月)
→ 第三次改訂(平成12年3月)→ 第四次改訂(平成18年3月)→ 第五次改訂(平成23年3月)

改訂の背景及び必要性

国の動向

- 教育基本法改正(平成18年12月)及び学校教育法改正(平成19年6月)
- 幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領の改訂並びに保育所保育指針の改定(平成20年3月)
- 高等学校及び特別支援学校学習指導要領の改訂(平成21年3月)
- 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部改正(平成19年6月)
- 中央教育審議会教員の資質能力向上特別部会審議経過報告(平成23年1月) 等

本県の課題

- 初任者の幼児児童生徒と向き合う時間の保障
- 若手教員の実践的指導力を高める切磋琢磨の機会の確保
- 中堅教員の力量向上と、ベテラン教員の学校を牽引する力の向上 等

第五次改訂の趣旨

互いに高め合いながら年齢層に応じたキャリアアップを図る研修体系の確立

- OJT(職場での業務を通じた研修)を基盤とした初任者研修内容の量から質への転換
- 若手教員の授業力向上に係る継続的な研修
- 学校組織マネジメント力を備えたミドルリーダーの養成
- ベテラン教員の専門的実践力の一層の向上

主な改訂内容 ※下線部は、本文の記述の主な変更部分

1 教職員同士の日常的・継続的な学び合い、高め合いの重視

〈参照〉P2：II 教職員研修体系改訂の基本方針

- ・1「ライフステージに応じた実践的指導力を日々高め合う研修」を柱とする研修体系
(前略)一定年次への校外研修の集中を緩和するとともに、関係研究機関による公開研究会等への参加機会を活用するなど、研修対象者の幼児児童生徒と向き合う時間を確保することを考慮する。

〈参照〉P3：(5)各学校等が行う研修

- ・教職員研修の基盤となる「OJT(職場での業務を通じた研修)」を通して、(後略)

〈参照〉P5：2 校内(園内)研修における研修手法 > (2)研究体制①

- ・校内(園内)研修の実施に当たっては、(中略)高度な専門的実践力を身に付けた中堅以上の教員の教育財産を共有する研修を、一層充実させることが求められる。

2 研修の構成の組み替え

〈参照〉 P2：Ⅱ 教職員研修体系改訂の基本方針

・ 2 基本研修と専門研修からなる研修体系

〈参照〉 P3：Ⅲ 教職員研修体系の骨子

・ 2 専門研修(教育課題研修・特別研修)

〈参照〉 P7：Ⅴ 教職員研修体系の全体構造 > 専門研修

[参考資料]

現行

(1) 基本研修
①教職経験者研修
②職務別研修
(2) 専門研修
個人が課題を選択できる研修
(3) 特別研修
個人に対する派遣研修

改訂

(1) 基本研修
①教職経験者研修
②職務別研修
(2) 専門研修
①教育課題研修
(個人が課題を選択できる研修)
②特別研修
(個人に対する派遣研修)

3 初任者研修・新規採用教員等研修における校外研修日数の縮減

〈参照〉 P10：Ⅶ 基本研修の内容 > 1 教職経験者研修 > 新規採用教員等研修・初任者研修

[参考資料]

[単位(日)]

校種	幼・保	小・中	高校	特支	栄養職員等	養護教諭
所管	現行→改訂(増減)	現行→改訂(増減)	現行→改訂(増減)	現行→改訂(増減)	現行→改訂(増減)	現行→改訂(増減)
センター		14→10(-4)	14→10(-4)	15→10(-5)		
所管課	10→9(-1)	1→1(±0)	8→7(-1)	10→7(-3)	8→7(-1)	12→10(-2)
教育事務所		5→4(-1)				
市町村教委		5→2(-3)				
合計	10→9(-1)	25→17(-8)	22→17(-5)	25→17(-8)	8→7(-1)	12→10(-2)

4 5年経験者研修の校外研修日数の縮減(小・中・高・特・養)

〈参照〉 P10：Ⅶ 基本研修の内容 > 1 教職経験者研修 > 5年経験者研修

[参考資料]

[単位(日)]

校種	幼・保	小・中	高校	特支	栄養職員等	養護教諭
所管	現行→改訂(増減)	現行→改訂(増減)	現行→改訂(増減)	現行→改訂(増減)	現行→改訂(増減)	現行→改訂(増減)
センター		4→2(-2)	5→2(-3)	4→2(-2)		3→2(-1)
所管課	2→3(+1)				5→5(±0)	2→2(±0)
教育事務所		1→0(-1)				
合計	2→3(+1)	5→2(-3)	5→2(-3)	4→2(-2)	5→5(±0)	5→4(-1)

5 年齢層に応じた教員のキャリアアップを図る研修の導入

〈参照〉 P7：V 教職員研修体系の全体構造 > 基本研修

- ・ミドルリーダー養成
- ・授業力向上研修1
- ・授業力向上研修2
- ・専門的実践力向上研修

〈参照〉 P8～9：VI 基本研修の構成 > 教職経験者研修

- ・1～4年経験教員
- ・6～9年経験教員
- ・職務別研修未受講教員(54歳)

〈参照〉 P10：VII 基本研修の内容 > 1 教職経験者研修

- ・授業力向上研修1
- ・授業力向上研修2
- ・専門的実践力向上研修

〈参照〉 P11：VII 基本研修の内容 > 2 職務別研修 > (2)総合教育センター所管

- ・8 ミドルリーダー養成研修

[参考資料] 新たに導入する研修

①授業力向上研修

〔対象〕 1年～4年経験教員及び6年～9年経験教員（小・中・高・特）

〔日数〕 採用2年目から5年目の間に2日、7年目から10年目の間に2日

〔内容〕 授業実践、授業観察、授業分析、助言者研修 等

※H23試行、H24から実施

②専門的実践力向上研修

〔対象〕 54歳の、新任総務主任、新任教務主任、新任研究主任、新任学年主任、
新任生徒指導主事、新任進路指導主事研修の未受講教員（小・中・高・特）

〔日数〕 2日

〔内容〕 キャリアアップの進め方、学校運営の充実、若手教員支援研修 等

※免許状更新講習の必修領域(12時間以上)としてみなすことができる。

③ミドルリーダー養成研修

〔対象〕 35～45歳で、学校の中核として活躍が期待される教員（小・中）

〔日数〕 2日

〔内容〕 課題発見やテーマ設定力を身に付ける研修、組織マネジメント研修 等

6 研修名、内容等の見直し

〈参照〉 P10～11：VII 基本研修の内容

〈参照〉 P12～14：VIII 専門研修の内容

7 「秋田県公立学校教職経験者到達目標」の掲載

〈参照〉 P15～18：IX 秋田県公立学校教職経験者到達目標